非農地証明取扱要領

（平成25年1月1日施行）

1　非農地証明の対象とする土地（下記(1)～(5)のいずれかに該当するもの）

(1) 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）前から非農地であった土地

(2) 自然災害による被災地で農地への復旧が困難な土地

(3) 昭和27年10月21日以降農地であった土地のうち、耕作不適、耕作不便などやむを得ない事情によって20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、雑木等が繁茂した土地で、農地への復旧が著しく困難なもの

(4) 昭和27年10月21日以降農地であった土地のうち、人為的な転用の事実行為（植林に限る。）が行われてから20年以上経過した土地で、農地への復旧が著しく困難であり、かつ、農地行政上、特に支障がないと認められるもの

(5) その他、農地転用許可を要しない事案など、適法に転用が行われた土地

2　認定基準

(1) 「耕作不適、耕作不便などやむを得ない事情」について

ア　その土地の位置、土性、水利、傾斜度、周辺の土地利用状況及びその他の自然条件から総合的に見てその土地に農作物を栽培することが不適当と認められること。

イ　周辺農地の水利、日照、通風、通作などに著しい影響を及ぼさないこと。

ウ　農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域内の農地でないこと。

(2) 経過年数の認定について

経過年数の認定にあたっては、樹木年齢、写真、固定資産課税台帳、植林の時期を証明する書類等の客観的資料に基づいて判断すること。

(3) 「農地への復旧が著しく困難」について

個別農家が所有する程度の農業用機械では耕起困難であり、復旧のためには新しく開墾すると同等又はそれ以上の労力と費用を要すること。

(4) 「農地行政上、特に支障がないと認められる」について

農地法に定める農地転用許可基準で許可相当であると認められること。